

原子力損害賠償紛争審査会について

平成 23 年 4 月
文 部 科 学 省

1. 原子力損害賠償紛争審査会について

- (1) 「原子力損害の賠償に関する法律」の規定に基づき、原子力損害の賠償を円滑に進めるため、以下の事務を行う。
- ① 紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定
 - ② 原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介
 - ③ 上記事務に必要な調査及び評価
- (2) 今回の事故に関し、当分の間、文部科学省に置くことを定める政令を閣議決定（4月11日）。
- (3) 「原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令」に基づき委員を選任。
- 委 員：10人以内（法律、医療、原子力工学の学識経験者）（別紙）
 - 専門委員：必要に応じ個別分野の学識経験者を選任

2. 今後の進め方

- (1) 第一回会合
- 日 時：4月15日（金）18：20～20：20
- 議 題（予定）：
- ① 事故及び被害の概要について
 - ② 今後の審議の進め方について
 - ③ その他
- (2) その後第一回会合の議論を踏まえ、補償の考え方について可能なものから段階的に示していくことを検討。

(別紙)

原子力損害賠償紛争審査会 委員

大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科 教授
鎌田 薫	早稲田大学総長、早稲田大学教授
草間 朋子	大分県立看護科学大学 学長
高橋 滋	一橋大学大学院 法学研究科 教授
田中 俊一	財団法人 高度情報科学技術研究機構 会長
中島 肇	桐蔭横浜大学 法科大学院 教授／弁護士
能見 善久	学習院大学 法務研究科 教授
野村 豊弘	学習院大学 法学部 法学科 教授
山下 俊一	長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科 研究科長
米倉 義晴	放射線医学総合研究所 理事長